

★ 郵送するその前に・・・

- 「入札書」と「入札金額見積内訳書」の日付は開札日を記載していますか？
- 封筒には表面と裏面にそれぞれ必要事項を記載していますか？
- 封筒を封かんした後、代表者印で封印しましたか？
- 郵送手続きは、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵便局に依頼しましたか？



- 郵送手続き 1 □ 配達日指定郵便＋一般書留郵便
- 郵送手続き 2 □ 配達日指定郵便＋簡易書留郵便

(加須市で過去にあった事例)

- ・ 配達日指定郵便ではあったが、書留手続きをしなかった入札書
⇒ 告示違反により開封しないで無効
- ・ 書留手続きはしたが、配達日指定郵便ではなかった入札書
⇒ 告示違反により開封しないで無効

もう一度、告示文を読んで、入札書が無効にならないように！

不明な点は問合せを！